

## 戸田市特別支援教育就学奨励費支給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）の趣旨に基づき、戸田市立小学校又は中学校（以下「小中学校」という。）の特別支援学級等に就学する児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するため特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）を支給し、もって特別支援教育の振興を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別支援学級 学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項の規定により設置された特別支援学級をいう。
- (2) 保護者 学校教育法第16条に規定する保護者をいう。
- (3) 収入額 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条第1号に規定する文部科学大臣が定めるところにより算定した保護者の属する世帯の収入の額をいう。
- (4) 需要額 生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項に規定する厚生労働大臣の定める基準により測定した保護者の属する世帯の需要の額をいう。

### (支給対象者)

**第3条 就学奨励費の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。**

- (1) 小中学校の特別支援学級に就学する児童又は生徒の保護者**
- (2) 小中学校に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童又は生徒の保護者**

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、就学奨励費の支給の対象としない。

- (1) 生活保護法第13条の規定による教育扶助が行われている者
- (2) 戸田市要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務要綱による就学援助費が支給されている者

### (支弁区分)

**第4条 支給対象者となる保護者は、その経済的な負担能力に応じ、次のとおり区分する。**

(1) 支弁区分Ⅰ 収入額が需要額の1.5倍未満の者

(2) 支弁区分Ⅱ 収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満の者

(3) 支弁区分Ⅲ 収入額が需要額の2.5倍以上の者

(受給申請等)

第5条 就学奨励費を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年度、戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める日までに、児童又は生徒が就学する小中学校の校長を経由して特別支援教育就学奨励費受給申請書兼収入額・需要額調書（第1号様式。以下「受給申請書」という。）及び必要な証明書を教育委員会に申請しなければならない。

2 就学奨励費の支給対象者に該当する者で就学奨励費を受けない者は、児童又は生徒が就学する小中学校の校長を経由して特別支援教育修学奨励費辞退届（第2号様式）を教育委員会に提出するものとする。

(支弁区分の決定等)

第6条 教育委員会は、受給申請書の申請があったときは、受給資格の有無について審査を行い、就学奨励費の支弁区分を決定し、小中学校の校長を経由してその結果を特別支援教育就学奨励費・支弁区分決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(支給費目及び支給額)

第7条 就学奨励費の支給費目及び支給額は、教育委員会が別に定める。

(支給方法)

第8条 教育委員会は、小中学校の校長からの依頼を受け、保護者が指定する金融機関の預金口座へ振り込む方法により就学奨励費を支給するものとする。ただし、保護者が希望する場合は、小中学校の校長を経由して就学奨励費を支給することができる。

(支給通知)

第9条 教育委員会は、前条の規定により就学奨励費を支給したときは、保護者に通知するものとする。

(支給決定の取消し等)

第10条 教育委員会は、第6条の規定により就学奨励費の支給決定を受けている者が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該支給決定を取り消し、又は既に支給した就学奨励費の全額若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 申請者が辞退したとき。
- (2) 第3条に規定する支給対象者に該当しなくなったとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により支給決定を受けたとき。
- (4) その他教育委員会が就学奨励費の支給決定の取消しが必要と認めたと  
き。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか就学奨励費の支給に関し必要な事項は、  
教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月3日から施行し、平成28年4月1日から適用  
する。

特別支援教育就学奨励費受給申請書 兼収入額・需要額調書

(あて先) 戸田市教育委員会

年 月 日

就学奨励費の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、就学奨励費支弁区分の判定にあたり、戸田市教育委員会が、申請者及びその世帯の住民情報を閲覧することに同意します。

申請者(保護者)氏名		住所 戸田市 ( )		児童・生徒氏名		学校名、学年(特別支援学級名)等 小・中学校 年 ( 学級 )			校長認印		
世帯の収入状況		世帯の状況 ( 年 月 日現在 )				需 要 額 等					
		氏 名	生年月日 (満年齢)	在学学校名・学年 (特別支援学級通学の有無)	教育扶助基準			生活扶助基準			
通学費	学校給食費				基準費	第1類	期末一時扶助費	第2類	※		
所得控除前の	総所得金額	円	年 月 日 ( 才)		円	円	円	円	円	f (基準額)	
	退職所得・山林所得金額		年 月 日 ( 才)							円 g (地区別冬季加算額)	
	計	A	年 月 日 ( 才)							円	
所得控除	社会保険料		年 月 日 ( 才)							円 h (住宅扶助基準額) ※	
	生命保険料		年 月 日 ( 才)							円	
	損害保険料		年 月 日 ( 才)							i 需要額 ※ (a~hの合計)	
	計	B	年 月 日 ( 才)							円	
所得額(A-B)		C ※	年 月 日 ( 才)							収入額 ※ 需要額	
所得月額(C×1/12)		D ※	年 月 日 ( 才)							F i	
障害者加算控除 (保護基準により算定)		E ※	年 月 日 ( 才)							※都道府県の地区別区分 (Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ) 地域の級地区分 1-1,1-2,1-3,2-1,2-2,2-3	
収入額(D-E)		F ※	合 計			a ※	b ※	c ※	d ※	e ※	
通学費明細	(通学費を要した者ごとに記入すること)				特記事項				支弁区分 <input type="checkbox"/> Ⅰ段階(令第2条第1号該当) <input type="checkbox"/> Ⅱ段階( " 第2号該当) <input type="checkbox"/> Ⅲ段階( " 第3号該当)		

第2号様式（第5条関係）

特別支援教育就学奨励費辞退届

年 月 日

(あて先)

戸田市教育委員会

保護者 住所  
氏名

印

年度の特別支援教育就学奨励費の受給を辞退します。

記

1. 児童・生徒氏名

2. 学校名・学年

学校

年

年 月 日

様

戸田市教育委員会

特別支援教育就学奨励費・支弁区分決定通知書

特別支援教育就学奨励費の支給について、下記のとおり支弁区分を決定いたしましたので通知します。

記

学 校 名	
学 年	
児童・生徒氏名	
支 弁 区 分	